

令和8年度 第1回 西予市地域公共交通活性化協議会

日時：令和8年6月24日（水）13:30～

場所：西予市役所5階大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. はじめに

西予市地域公共交通活性化協議会の役割について

5. 協議事項

議題1 副会長及び監査委員の選出について

議題2 令和7年度西予市地域公共交通活性化協議会決算について

議題3 令和8年度西予市地域公共交通活性化協議会予算について

議題4 西予市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

議題5 宇和地区デマンド乗合タクシー事業の運行見直しについて

議題6 自家用有償旅客運送の更新登録について

議題7 地域公共交通計画（別紙）認定申請について

議題8 西予市地域公共交通計画の評価及び次期計画の策定について

6. その他

7. 閉 会

令和8年度 西予市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

R8.6.24時点

任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日

	団 体 名	職 名	氏 名
1	西予市	副市長	宇都宮 明彦
2	西予市	西予市福祉事務所長	長野 静香
3	西予市	教育部長	谷川 和久
4	宇和島自動車(株)	業務部営業課長	大内 崇義
5	野村ツーリスト(有)	代表取締役	近藤 政晴
6	一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一
7	西予市行政連絡協議会	会長	富永 武仁
8	西予市老人クラブ連合会	会長	和家 康治
9	西予市PTA連合会	副会長	芝 陽介
10	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	齊藤 信一郎
11	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	山本 悟史
12	宇和島自動車労働組合	副執行委員長	山田 篤彦
13	愛媛県南予地方局西予土木事務所	建設課長	相原 俊史
14	西予市建設部建設課	課長	宮本 勘滋
15	西予警察署	交通課長	西岡 圭佑
16	愛媛県南予地方局地域産業振興部	地域政策課長	毛利 教人
17	四国旅客鉄道(株)(JR四国)	愛媛企画部長	窪 仁志
18	愛媛県ハイヤー・タクシー協会	西予支部長	二宮 真
19	愛媛大学社会共創学部	教授	松村 暢彦

西予市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第 1 条 西予市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。))は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第6条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「地域計画」という。))の作成及び実施に関する必要な協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号。以下「交付要綱」という。))第3条第1項の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づく地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要なバス等の確保及びその他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地1の西予市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域計画の実施に関し必要な協議に関する事項
- (5) 地域計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、20 人以内をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人愛媛県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 各道路管理者又はその指名する者
- (9) 愛媛県西予警察署長又はその指名する者
- (10) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、第4条の委員の中から選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会長の専決区分)

第9条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるとき又は会議で調整すべき事項で軽微なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 14 条 委員は、報償及び職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

(監査)

第 15 条 協議会に、監査委員を2人置く。

2 協議会の出納監査は、会長が定めた監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、西予市政策企画部まちづくり推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 西予市地域公共交通に関する相談、苦情等に対し、協議会において対応を協議するため、事務局を連絡、通報窓口とする。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

～ はじめに ～



【1】西予市地域公共交通活性化協議会とは

(1) 目的 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき設置

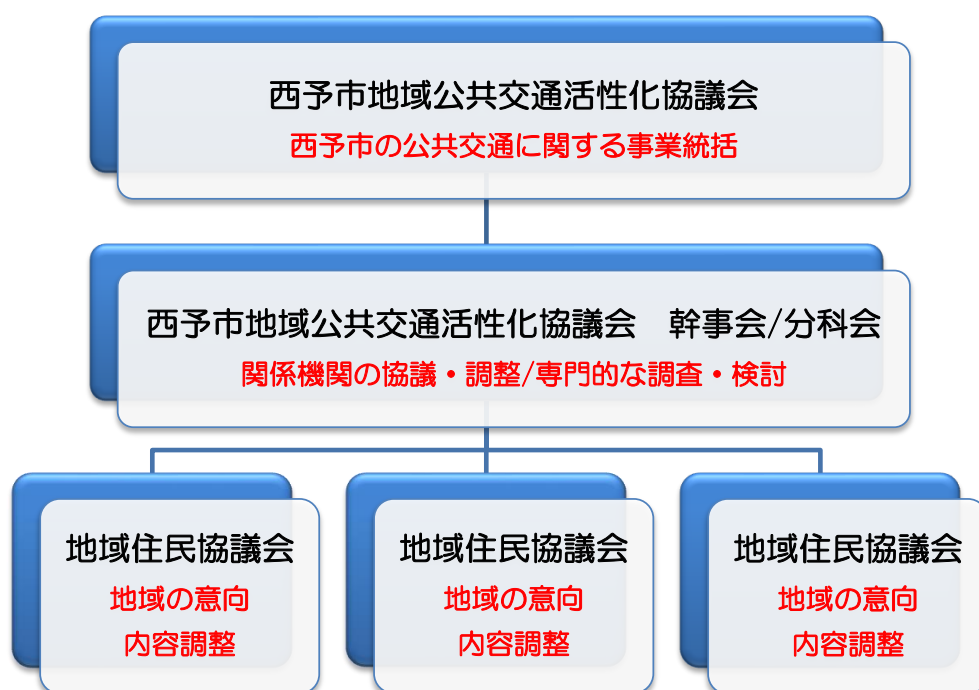
- ① 西予市地域公共交通計画の実施
- ② 市民の生活に必要なバス等の確保と利便性の向上
- ③ それぞれの地域の実情に合った公共交通サービスの実現

(2) 取り組み

- ① 各種計画の策定・変更・事業の実施
- ② バス・デマンド乗合タクシーなどの運行に関する協議
- ③ 路線・料金・時刻などに関する協議

(3) 構成

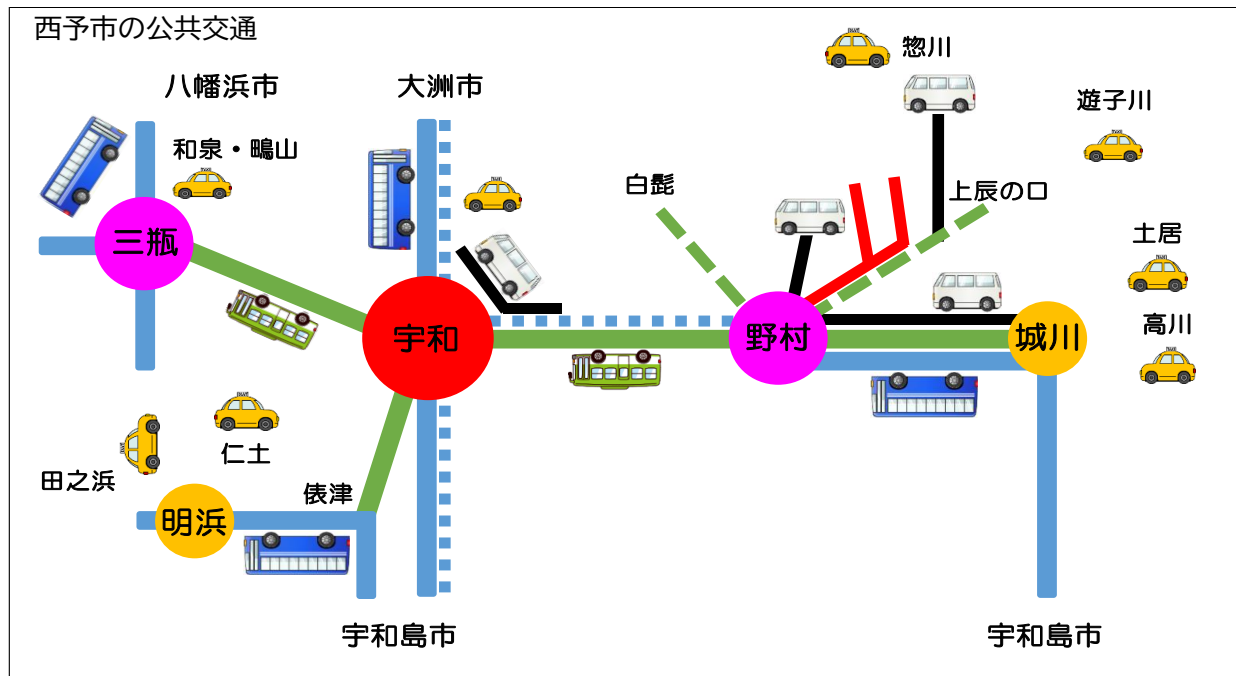
- ・交通事業者 ・市民の代表者 ・四国運輸局愛媛運輸支局 ・愛媛県バス協会
 - ・道路管理者 ・西予警察署 ・県、市など関係行政機関 ・その他必要と認める者
- (任期は2年)



【2】西予市の公共交通網

西予市内には、宇和島バス17路線のほか、それぞれの地域に合わせた移動手段として、「廃止路線代替バス」、「生活交通バス」、「デマンド乗合タクシー（予約制）」を運行しており、通学や通勤・通院や買い物などに利用いただいています。

また、市内小・中学校の「スクールバス」も運行しています。



宇和島バス	
	①市内を運行する路線（支線）
	②市内を運行する路線（幹線的路線）
	③市町間を運行する市単独補助路線
	④市町間を運行する国庫補助路線
廃止路線代替バス	野村
生活交通バス	宇和、野村、城川
デマンド乗合タクシー	宇和、惣川、遊子川、土居、高川 田之浜、仁土、和泉・嶋山

【3】公共交通の利用状況と費用

区 分		利用者数（人）	市の支出額（円）
全体	宇和島バス（17路線）	182,780	136,549,000
明浜・三瓶	田之浜地区デマンド乗合タクシー	52	186,840
宇和	宇和地区生活交通バス	2,034	7,859,344
	宇和地区デマンド乗合タクシー	1,345	11,084,000
	仁土地区デマンド乗合タクシー	96	369,320
野村	廃止代替バス（4路線）	7,183	15,382,400
	惣川地区生活交通バス	1,506	11,823,289
	惣川地区デマンド乗合タクシー	152	239,850
	野村地区生活交通バス	1,019	3,729,130
	高瀬・愛農・野村地区生活交通バス	1,004	1,708,373
城川	城川地区生活交通バス	944	3,896,344
	遊子川地区デマンド乗合タクシー	608	5,498,000
	土居地区デマンド乗合タクシー	575	4,106,000
	高川地区デマンド乗合タクシー	723	4,871,000
三瓶	和泉地区デマンド乗合タクシー	131	95,020
令和7年度 合計		200,152	207,397,910
令和6年度 合計		189,057	176,421,287
令和5年度 合計		186,872	165,353,236
令和4年度 合計		182,456	159,796,615
R8年度 目標値（西予市地域公共交通計画より）		172,000	159,000,000

【議題 1】 副会長及び監査委員の選出について

(1) 副会長の選出について

西予市地域公共交通活性化協議会規約第 6 条により会長 1 人、副会長 1 人を置くと定めている。新たに副会長を選出する。

令和 8 年度西予市地域公共交通活性化協議会

会長 西予市副市長 宇都宮 明彦

副会長 _____

(2) 監査委員の選出について

西予市地域公共交通活性化協議会規約第 15 条により監査委員を新たに 2 名定める。

監査委員 _____

監査委員 _____

【議題 2】 令和 7 年度西予市地域公共交通活性化協議会決算について

令和 7 年度収支決算について、西予市地域公共交通活性化協議会財務規程第 9 条第 1 項に基づき、次のとおり承認を求めるものである。

なお、西予市地域公共交通活性化協議会財務規程第 9 条第 2 項に基づき、監査委員の監査を実施したのでその結果を添付する。

【歳 入】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3,850	3,080	▲770	振込手数料負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	18,146,000	5,184,000	▲12,962,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	0	0	
合計			18,149,850	5,187,080	▲12,962,770	

【歳 出】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	2 事務費	3,850	3,080	▲770	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	18,146,000	5,184,000	▲12,962,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			18,149,850	5,187,080	▲12,962,770	

参考

■西予市地域公共交通活性化協議会財務規程（抄） （決算等）

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 13 条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

【議題 3】 令和 8 年度西予市地域公共交通活性化協議会予算について

令和 8 年度予算について、西予市地域公共交通活性化協議会財務規程第 2 条第 2 項に基づき、次のとおり承認を求めるものである。

【歳 入】 (単位：円)

款	項	目	予算額	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3,850	振込手数料負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	5,503,920	地域公共交通確保維持 改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
合計			5,507,770	

【歳 出】 (単位：円)

款	項	目	予算額	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	2 事務費	3,850	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,503,920	地域公共交通確保維持 改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
合計			5,507,770	

参考

■西予市地域公共交通活性化協議会財務規程（抄） （予算）

第 2 条 協議会の予算は、西予市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

【議題 4】 西予市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

○改正概要

本協議会の円滑な組織運営および迅速かつ柔軟な意思決定を可能にするため、規約の一部を改正する。

具体的には、委員がやむを得ない事情により欠席する場合にも円滑な定足数の確保と議事運営が図れるよう「代理出席に関するルール」を明文化する。また、これまでも実務において急を要する案件等で行ってきた書面による審議について、その実施根拠や成立要件を規約上に正式に明記し、手続きの適正化を図るため「書面決議（書面開催）手続き」に関する規定を新たに整備するものである。

西予市地域公共交通活性化協議会規約

現 行	改正案
第 1 条～第 6 条（略） （会議） 第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 1 （略） 2 （略） （追加） 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言等を求めることができる。 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （追加）	第 1 条～第 6 条（略） （会議） 第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 1 （略） 2 （略） <u>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができることとする。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</u> 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言等を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （書面決議） <u>第 8 条 会長は、緊急を要する場合、又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面又は電磁的記録により可否を求める（以下「書面決議」という。）ことにより、会議の開催又は議決に代えることができる。</u>

(協議結果の尊重義務) 第 <u>8</u> 条 (略) (会長の専決区分) 第 <u>9</u> 条 (略) (幹事会) 第 <u>10</u> 条 (略) (分科会) 第 <u>11</u> 条 (略) (経費の負担) 第 <u>12</u> 条 (略) (財務に関する事項) 第 <u>13</u> 条 (略) (報償及び費用弁償) 第 <u>14</u> 条 (略) (監査) 第 <u>15</u> 条 (略) (協議会が解散した場合の措置) 第 <u>16</u> 条 (略) (事務局) 第 <u>17</u> 条 (略) (委任) 第 <u>18</u> 条 (略) 附 則 (略) <u>(追加)</u>	<u>2 書面決議は、委員の半数以上の回答がなければ成立しないものとし、議事は、回答した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> (協議結果の尊重義務) 第 <u>9</u> 条 (略) (会長の専決区分) 第 <u>10</u> 条 (略) (幹事会) 第 <u>11</u> 条 (略) (分科会) 第 <u>12</u> 条 (略) (経費の負担) 第 <u>13</u> 条 (略) (財務に関する事項) 第 <u>14</u> 条 (略) (報償及び費用弁償) 第 <u>15</u> 条 (略) (監査) 第 <u>16</u> 条 (略) (協議会が解散した場合の措置) 第 <u>17</u> 条 (略) (事務局) 第 <u>18</u> 条 (略) (委任) 第 <u>19</u> 条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この規約は、令和 8 年 6 月 24 日から施行する。</u>

西予市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西予市地域公共交通活性化協議会規約（平成22年2月22日制定。以下「規約」という。）第~~44~~13条の規定に基づき、西予市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、西予市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、**年度開始前第1回目**の協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに西予市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

~~第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。~~

会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを専決により調製し、次の協議会に報告するものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

~~—(予算の流用及び予備費の充用)~~

~~第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、西予市の例によるものとする。~~

~~2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに協議会へ報告しなければならない。~~

会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充当をしたときは、次の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第~~6~~5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第~~7~~6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第~~8~~7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、西予市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第~~9~~8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第~~43~~16条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西予市長に送付しなければならない。

(委任)

第~~109~~条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。~~ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。~~

附 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 諸収入

別表第 2(第 4 条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事務費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

【議題5】宇和地区デマンド乗合タクシーの運行見直しについて

西予市では、デマンド乗合タクシーや生活交通バス、路線バスなどの支線の運行回数や利用者数などについて計画を立て、6月の協議会での承認を経た後、国土交通大臣に地域公共交通確保維持事業に係る計画の認定申請を行っている。この計画に基づき、適正な運行をしたうえで、国から「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」の交付を受けているが、宇和地区デマンド乗合タクシーにおいては、年々利用者が減少している。

効率的な運行を図るとともに、補助金交付条件である稼働率3割以上を目指すため、下記のとおり運行見直す。

（1）該当路線

宇和地区デマンド乗合タクシー

（2）見直し内容 ※別紙資料参照

・運行エリアの統合

「久保・卯之町エリア」、「河内・卯之町エリア」を「多田～卯之町エリア」に統合

「岩木・神領エリア」、「郷内・稲生エリア」を「石城～稲生エリア」に統合

※曜日毎にエリアを分けて運行していたが、エリアを統合して利便性を高める。

・運行便数の見直し

1日の総便数を7便から6便への変更し、効率化を図る。

（3）見直し時期

令和8年8月1日から（予定）

（4）その他

宇和地区代表区長会で説明及び対象地区へ6月の回覧で意見聴収を行ったところ反対意見なし。地元運行事業者である卯之町タクシーとは、事前協議済み

【議題 6】 自家用有償旅客運送（生活交通バス） 更新登録申請について

西予市では、路線バスなどが運行していない地域の方の生活に必要な交通手段を確保するため、「生活交通バス」を運行している。生活交通バスを運行するためには、運行する路線や使用する車両、運行に関する体制などについて、四国運輸局へ登録申請をする必要がある。

現在登録している運行内容の有効期間が令和 8 年 9 月 3 0 日までとなっているため、1 0 月以降の生活交通バスの運行について、更新登録申請を行う。

（１）登録の期間

令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 1 1 年 9 月 3 0 日

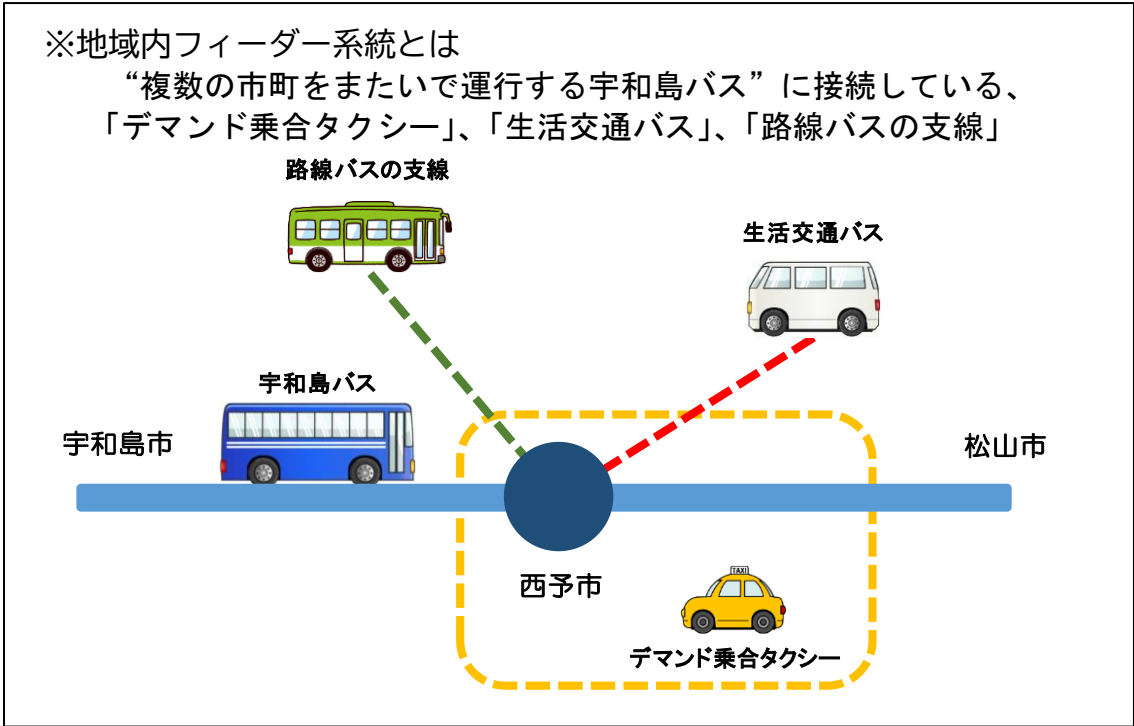
（２）更新登録申請を行う生活交通バス

路 線		運行委託事業者
① 宇和地区生活交通バス	6 路線	宇和島自動車（株）
② 野村地区生活交通バス	6 路線	明陽タクシー（有）
③ 高瀬・愛農・野村地区生活交通バス	5 路線	明陽タクシー（有）
④ 城川地区生活交通バス	9 路線	魚成タクシー（有）
⑤ 惣川地区生活交通バス	1 路線	（有）惣川

（３）詳細は別紙資料参照

【議題 7】 地域公共交通計画（別紙）認定申請について

【地域内フィーダー系統確保維持事業】



(1) 目的

デマンド乗合タクシーや生活交通バス、路線バスの支線などの運行について、地域の実情に応じた運行を行いながら、将来にわたり保ち続けることができる交通システムを構築する。

(2) 対象路線

路線名	運送予定者
1. 河成～惣川小学校前線	西予市（生活交通バス）
2. 西予市民病院～游の里～板ヶ谷線	
3. 西予市民病院～游の里線	
4. 遊子川地区デマンド乗合タクシー	魚成タクシー(有)
5. 土居地区デマンド乗合タクシー	(有)土居どろんこタクシー
6. 高川地区デマンド乗合タクシー	
7. 宇和地区デマンド乗合タクシー	(有)卯之町タクシー
8. 三瓶～歴史博物館線	宇和島自動車(株)
9. 周木～歴史博物館線	

(3) 対象期間と事業の流れ

令和8年度									令和9年度									令和10年度														
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
令和 8 年度事業							交付申請		事業評価	二次評価	補助金交付																					
		計画書提出			計画の認定	令和 9 年度事業													交付申請		事業評価	二次評価	補助金交付									
														計画書提出			計画の認定	令和10年度事業														

(4) 承認いただく内容

- ① 地域公共交通計画認定申請書の内容
- ② 運行計画、運行予定者
- ③ 事業の目標値

※国庫補助上限額の算定については、国土交通省からの通知を受けてから事務局で対応する。

(5) 別紙資料

地域公共交通計画認定申請書、路線図、時刻表

【議題 8】 西予市地域公共交通計画の評価及び次期計画の策定について

令和４年３月に策定した西予市地域公共交通計画については、本計画を着実に推進し、目標を達成していくため、毎年度開催する本協議会を中心に、評価指標の達成状況の評価するとともに、数値目標達成のために必要な施策を協議し、必要に応じて目標値を見直すこととしている。

ついては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第７条の２に基づき、資料１のとおり西予市地域公共交通計画の実施状況について調査、分析及び評価を行ったので、その結果を国土交通大臣に送付する。

また、本計画が令和８年度をもって終了することから、令和９年度からの新たな地域公共交通計画を策定に向け、現計画の評価と課題、今後のニーズ調査の実施方針、及び策定スケジュール等について、協議する。